平成２２年（フ）第５９２号
神戸市東灘区本山南町２丁目６番17号山口ハイツ201号
債務者　ヒグチ・インテリアこと　樋口　聖二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９７号
神戸市東灘区深江北町２丁目２番９―203号
債務者　横山　勝代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１７号
神戸市東灘区深江北町１丁目７番20―308号
債務者　沖口　　久
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２３号
神戸市須磨区大田町４丁目３番７号　フェニックス板宿302号
債務者　稲岡　勇二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９３号
広島市東区光町１丁目８番11―203号フロンティア光町
債務者　お好み焼きいよた及びお好み焼きかねみつこと　金光　　登
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６３号
広島市安佐南区東原１丁目９番50―14号
債務者　久雅工業こと　竹長　節雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
宮城県栗原市若柳字川南南大通18番地４
債務者　佐藤　和行
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
山形県酒田市山居町１丁目４番32号
債務者　信田　恒夫
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４０号
山形県酒田市ゆたか１丁目11番地の９、前住所山形県酒田市大字荻島字面桜10番地の１
債務者　渡部　絵美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２３３号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―415号
債務者　伊藤　公子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県新居浜市国領１丁目1828番地の２
債務者　高橋　政樹
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４１４号
兵庫県西宮市両度町３―３―1204、住民票上の住所大阪府八尾市南木の本４丁目98番地の８
債務者　コウキ精密こと　堀　　康秀
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０９号
京都市南区久世上久世町813番地　向陽セントラルハイツ414号
債務者　小野　輝之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
京都市南区久世上久世町139番地２　日光ハイツ南桂602号
債務者　秋田　　壽
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　大助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
京都市南区久世上久世町139番地２　日光ハイツ南桂602号
債務者　秋田　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　大助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
名古屋市中川区長須賀３丁目201番地　ダイアパレス伏屋弐番館103号
債務者　水岡　健二
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６６号
愛知県大府市東新町１丁目197番地　パーク東新105号
債務者　鈴木喜久代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　嘉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部